

求職者支援訓練 基本奨励金(IT分野)上乘せ支給 申請確認シート

・支給申請(上乘せ分)に必要な書類【訓練終了日の翌日から起算して4か月以内に提出が必要なもの】

様式A-53	IT分野資格取得状況報告書	
	様式A-53に記載された受講者の資格取得証明書類(※1)	

(※1)...発行手続き等を理由に申請期限内に間に合わない場合は、ご連絡下さい。

★ 求職者支援訓練認定申請時に作成された「訓練カリキュラム」(認定様式第5号)の「IT分野の訓練における基本奨励金の特例措置の適用に係る希望の有無」欄に「○」を記載された訓練については、IT特例の適用に係る要件を満たさない場合も含め、必ずご提出下さい。

★ 既に申請をされた、出席状況等の報告を基にした基本奨励金については、支給要件を満たすことを確認のうえ、上乘せ部分に先んじて支給・不支給決定がされています。

(上乘せ部分以外の基本奨励金の算定式は、通常コースと同じです。)

★ 岐阜県内の特例措置対象訓練コースにおける受講者1人あたりの上乘せ部分の支給額は、令和5年3月31日までに訓練開始されたコースについては、1支給単位期間あたり2万円(日額単価支給する場合1,000円)となります。

また、令和5年4月1日以降に訓練開始されたコースについては、1支給単位期間あたり1万円(日額単価支給する場合500円)となります。 (令和5年4月1日現在)



・特例措置申請の確認事項(令和3年12月21日から令和9年3月31日までの間に開始し、下記の内容を満たす特定の訓練コースが対象)

様式種類	確認内容	チェック
訓練カリキュラム(認定様式第5号)	「IT分野の訓練における基本奨励金の特例措置の適用に係る希望の有無」欄に「○」があり、「訓練修了後に取得できる資格」欄にITSSレベル1以上に該当する資格が記載されているか。	
IT分野資格取得状況報告書(様式A-53)	対象資格に「○」印の記入はしたか。その他欄に「○」の場合、資格名を記入したか。	
	新規資格取得率の算出に当たって、「訓練カリキュラム(様式A-9)」の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載された全ての資格を訓練開始日以前に取得済みである受講者を、新規資格取得率の算定式(分子・分母)から除外して計上しているか。	
様式A-53に記載された受講者の資格取得証明書類	発行手続き等を理由に申請期限内に間に合わない場合の連絡は済んだか。(ただし、その他の書類については、申請期限内に提出する必要あり。)	
	受講者の資格取得状況が正しく記載されているか。(受講者の資格取得を証明する書類(写)と照査)	
	資格の取得日が訓練開始日以降、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内(就職理由中途退校者については退校日まで)であるか。	
認定職業訓練に係る就職状況報告書(様式A-15)	「訓練カリキュラム(認定様式第5号)」の「訓練修了後に取得できる資格」欄に記載された資格を、訓練開始日以降、かつ、訓練終了日の翌日から起算して3か月以内(就職理由中途退校者については退校日まで)に、新たに取得したことが受講者の資格取得を証明する書類により確認できているか。	
	雇用保険適用就職率は正しく記入されているか。	

岐阜労働局 職業安定部 訓練課(R05.07)

認定職業訓練実施奨励金に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

岐阜労働局職業安定部 訓練課 058-245-1266

